

# 気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【資産運用及び管理業務（FN-AC） 産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：  
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。  
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**資産運用及び管理業務（FN-AC）産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
  - ▶ 産業別開示要求の構成
    - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
    - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
  - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

## S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

<b>産業の説明</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している</li></ul>
<b>開示トピック及びトピックサマリー</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの</li><li>❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる</li></ul>
<b>指標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている</li></ul>
<b>技術的プロトコル</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する</li></ul>
<b>活動指標</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの</li><li>❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している</li></ul>

**産業名  
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

**産業の説明**

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

**開示トピック**

**指標**

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
原材料調達	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1  1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの</li> <li>• 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの</li> </ul>	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性</li> <li>• これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか</li> </ul>	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

# 気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

## 適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない (S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある (S2基準案 B9項)

## 重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない (S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求 (付録B) 中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない (S2基準案 第10項)

## 指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない (S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない (S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない (S2基準案 B16項)

(次頁に続く)



# 気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー  
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に  
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク  
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会  
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性  
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

資産運用及び管理業務  
Asset Management & Custody  
Activities  
(FN-AC)

「資産運用及び管理業務」産業には、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引き換えに投資ポートフォリオを運用する企業が含まれる。

この産業に属する企業はまた、ウェルス・マネジメント、プライベート・バンキング、ファイナンシャル・プランニング並びに投資顧問及び個人向けの証券の売買の仲介のサービスを提供する。

投資のポートフォリオ及び戦略は複数の資産のクラスに分散化することがあり、これらには株式、債券及びヘッジ・ファンド投資が含まれるが、これらに限定されない。

一部の企業はベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ投資に従事している。この産業は、個々の個人の投資家から大規模な機関的なアセット・オーナーまでのさまざまな顧客が特定された投資目標を達成することを支援する上で不可欠なサービスを提供する。

この産業に属する企業には、幅広い投資可能な商品、戦略及び資産のクラスを有する大規模な多国籍の資産運用企業から、非常に具体的な市場のニッチにサービスを提供する小規模なブティック企業までが含まれる。

大規模な企業が通常、サービスについて請求する運用報酬及び優れた投資パフォーマンスを生む潜在能力について競争するのに対し、相対的に規模が小さい企業は通常、個々の顧客の分散化のニーズを満たすために製品及びサービスを提供する能力について競争する。

2008年の金融危機とその後の規制上の展開は、顧客に公平なアドバイスを提供し、企業、ポートフォリオ、及び経済全体の各レベルでリスクを管理することについて、この産業の社会的な影響 (impact) を強調した。

トピック	コード	指標
投資管理及びアドバイザー業務における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み	FN-AC-410a.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)環境、社会及びガバナンス (ESG) 課題の統合、(2)サステナビリティをテーマとした投資並びに(3)スクリーニングを実施する資産クラス別の資産管理額</li> </ul>
	FN-AC-410a.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資又はウェルス・マネジメント (又はこの両方) のプロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因を組み込むためのアプローチについての記述</li> </ul>
	FN-AC-410a.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権行使並びに投資先へのエンゲージメントポリシー及び手法についての記述</li> </ul>
移行リスクへのエクスポージャー	FN-AC-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含まれる運用資産残高 (AUM) 総額の割合</li> </ul>
	FN-AC-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)絶対総量 (absolute gross) の(a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出</li> <li>(2)関連するAUM総額</li> </ul> <p>すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed missions)</p>
	FN-AC-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)(a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出ごとの総排出原単位 (gross emissions intensity)</li> <li>(2)関連するAUM総額</li> </ul> <p>すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed missions)</p>
	FN-AC-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法の記述</li> </ul>

「資産運用及び管理業務」企業は、顧客に対する受託者責任を有している。

したがって、これらの企業は、環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を含む、全ての重要性がある（material）情報を検討し、分析することを投資の意思決定に組み込む必要がある。

ESG の組み込みプロセスには、評価、モデリング、ポートフォリオ構築、議決権行使及び投資先とのエンゲージメントにおいて、ESG 要因を考慮することが含まれ、その結果、アセットマネージャー及びウェルスマネージャーによる投資の意思決定が行われる。

非財務資本の管理及び利用が市場価値にこれまで以上に寄与しているため、投資先の分析に ESG 要因を組み込むことは、さらに関連性のあるものとなっている。

企業が一定のESG 要因を管理することは、会計上の利益のみならず、マーケットからのリターンにも重要性がある（materially）影響を及ぼす（impact）ことが調査により判明している。

したがって、サステナビリティ課題に関する投資先とのエンゲージメントと同様に、投資先の ESG パフォーマンスについての深い理解、並びに評価及びモデリングにおける ESG 要因の統合によって、**資産運用企業は優れたリターンを獲得することが**できる。

一方、これらのリスク及び機会を投資管理において考慮していない資産運用及び管理業務企業は、**ポートフォリオの投資収益率が低下し、パフォーマンス報酬が低下する可能性がある**。長期的には、**運用資産残高（AUM）が流出し、市場シェアが失われ、管理手数料が低下する可能性がある**。

コード： FN-AC- 410a.1	指標： (1)環境、社会及びガバナンス（ESG）課題の統合、(2)サステナビリティをテーマとした投資並びに(3)スクリーニングを実施する資産クラス別の資産管理額	測定単位： 表示通貨
1	(1)環境、社会及びガバナンス（ESG）課題の統合、(2)サステナビリティをテーマとした投資並びに(3)スクリーニングを実施する管理下の資産（AUM）の額を開示する	
1.1	AUM は、顧客の名において金融機関が管理している資産の市場価値の総額として幅広く定義し、企業の表示通貨で表す	
1.2	ESG課題の統合は、PRI報告フレームワークの「主な定義」2018年版と整合し、重要性がある（material）ESG要因を、投資分析及び投資決定に体系的かつ明示的に含めることと定義する	
1.3	サステナビリティをテーマにした投資は、PRI報告フレームワークの「主な定義」2018年版と整合し、サステナビリティに特に関連するテーマ又は資産（例えば、クリーン・エネルギー、グリーン・テクノロジー又はサステナブルな農業）への投資と定義する	
1.4	スクリーニングは、PRI報告フレームワークの「主な定義」2018年版によって定義し、(a)ネガティブ（排他的）、(b)ポジティブ（ベスト・イン・クラス）及び(c)規範に基づくものを含む	
1.5	開示の範囲には、パッシブ及びアクティブ戦略の両方を含める	
2	開示を以下の資産クラスごとに分類する：(a)株式、(b)債券、(c)現金同等物又は金融市場商品及び(d)その他（例えば、不動産及びコモディティ）	
3	複数のESG統合戦略（例えば、スクリーニング及び統合）を利用して管理されるAUMの額を識別し開示する	

コード： FN-AC- 410a.2	指標： 投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のプロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
1	投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のプロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチを記述する	
2	投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のプロセス及び戦略にESG要因を組み込むためのアプローチを決定するポリシーを記述する	
3	開示の範囲は、企業の議決権行使並びに投資先へのエンゲージメントポリシー及び手法を除外する	
4	ESG要因の組み込みの実務の諸側面を適用するための企業のアプローチを記述する	
4.1 4.1.1 4.1.2 4.1.3 4.1.4	<p>説明には以下を含むが、これらに限定されない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常業務の中でESG要因の組み込みを担当する当事者</li> <li>• 関与した従業員の役割及び責任</li> <li>• ESG関連調査を実施するためのアプローチ</li> <li>• 投資戦略にESG要因を組み込むためのアプローチ</li> </ul>	

コード： FN-AC- 410a.2	指標： 投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のプロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
5	ESG要因の組み込みに対する監督又は説明責任のアプローチを記述する	
5.1	説明には以下を含むが、これらに限定されない	
5.1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>公式な監督に関与した個人又は機関（又はこの両方）</li> </ul>	
5.1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>関与した従業員の役割及び責任</li> </ul>	
5.1.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESG組み込みの品質を評価する際に使用される規準</li> </ul>	
6	ポートフォリオレベルで、将来のESG動向のリスク・プロファイルを計算するシナリオ分析又はモデリング（又はこの両方）を実施しているかどうかについて説明する	
6.1	ESG動向には、気候変動、天然資源の制約、人的資本のリスク及び機会並びにサイバーセキュリティリスクを含むが、これらに限定されない	
6.2	シナリオ分析又はモデリング（又はこの両方）を実行するポートフォリオ又は戦略のタイプを記述する	
7	セクター又は産業固有とみなすESG動向と同様に、セクター及び産業への影響（impact）の観点から、セクター及び産業全体に幅広く適用されるとみなすESG動向について説明する	



コード： FN-AC- 410a.2	指標： 投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のプロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
8	戦略的資産配分、又はセクター間若しくは地理上の市場間の資産配分（又はこの両方）にESG要因を組み込んでいるかどうかを記述する	
8.1	戦略的資産配分、又はセクター間若しくは地理上の市場間の資産配分（又はこの両方）にESG要因を組み込んだポートフォリオ又は戦略（又はこの両方）を記述する	
9	ESG要因がどのように評価に組み込まれ、以下に対する企業の見解に影響を与えるか（influence）を記述する	
9.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 投資の時間軸</li> </ul>	
9.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 投資のリスク及びリターンプロファイル</li> </ul>	
9.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 伝統的なファンダメンタル要因</li> </ul>	
10	関連性がある場合、企業は、外部ファンドマネージャー及び受託者マネージャー（fiduciary manager）の選択において、ESG要因を組み込むアプローチについて説明する	
10.1	外部ファンドマネージャー及び受託者マネージャー（fiduciary manager）によるESG要因の組み込みの質を評価するために、実施している監督又は説明責任のアプローチを記述する これには以下を含むが、これらに限定されない	
10.1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公式な監督に関与した個人又は機関（又はその両方）</li> </ul>	
10.1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関与した従業員の役割及び責任</li> </ul>	
10.1.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ESG組み込みの品質を評価する際に使用される規準</li> </ul>	

コード： FN-AC- 410a.2	指標： 投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のプロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチについての記述	測定単位： 該当なし
11	開示の範囲には、戦略及び資産クラスに関係なく、企業が意思決定権を維持する投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）のサービスを含む	
12	開示の範囲は、投資の意思決定権が顧客に残っている場合の投資又はアドバイザー（又はこの両方）のサービスを除外する	
13	関連性がある場合、投資又はウェルス・マネジメント（又はこの両方）の活動へのESG要因の組み込みに対する企業のアプローチの説明は、資産クラス又は採用された方式ごとに区分する	
13.1	説明には、以下に挙げるESG要因の組み込みに対する企業のアプローチの違いを含めるが、これらに限定されない	
13.1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上場株式、債券、非上場株式又はオルタナティブ資産クラス</li> </ul>	
13.1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• パッシブ対アクティブ投資戦略</li> </ul>	
13.1.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 投資のファンダメンタル、クオンツ及びテクニカル分析</li> </ul>	

コード： FN-AC- 410a.3	指標： 議決権行使並びに投資先へのエンゲージメントポリシー及び手法 についての記述	測定単位： 該当なし
1	<p>議決権行使に対するアプローチを記述する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議決権行使の決定を行うためのプロセスを含むが、これに限定されない               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 議決権行使の決定を行うためのプロセスには、重要性（materiality）を定義するためのアプローチを含める</li> </ul> </li> </ul>	
1.1	<p>説明には、PRI報告フレームワークの「Direct – Listed Equity Active Ownership」で強調されている要素を含めるが、これらに限定されない。</p>	
1.2	<p>重要性（materiality）を定義するためのアプローチを含む、提案へのサポートを決定するためのアプローチを記述する。</p>	
1.3	<p>議決権行使ポリシーを公共向けと同様に顧客に伝える方法を記述する</p>	
2	<p>議決権行使の決定を行うプロセスを記述する</p>	
2.1	<p>説明には、PRI報告フレームワークの「Direct – Listed Equity Active Ownership」で強調されている以下の要素を含めるが、これらに限定されない</p>	
3	<p>経営陣の提案に対して賛成又は反対して投票した根拠を含め、投票の決定を企業の経営陣に伝えるためのアプローチを記述する</p>	

コード： FN-AC- 410a.3	指標： 議決権行使並びに投資先へのエンゲージメントポリシー及び手法 についての記述	測定単位： 該当なし
4	環境社会（ES）課題に関するエンゲージメントに対するアプローチを記述する	
4.1	説明には以下を含むが、これらに限定されない	
4.1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>エンゲージメント活動を実施するための企業の目的</li> </ul>	
4.1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>ES課題に関する企業のエンゲージメントが概ね積極的で、ES課題が防止的な観点から適切に管理されていることを確保しているか、又は既に発生した可能性のあるES課題に対して問題が発生してから対応している（reactive）か</li> </ul>	
4.1.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業がES課題に関する企業とのエンゲージメントに求める結果（例えば、企業実務への影響（influencing）、ES開示の質の向上）</li> </ul>	
4.1.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>エンゲージメントを実行する企業のスタッフ（例えば、専門の社内エンゲージメントチーム、ファンドマネージャー又は株式若しくは債券アナリスト、より上級レベルの役割）</li> </ul>	
4.1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業がエンゲージメントをしようとするポートフォリオ企業における個人の役割（例えば、取締役、取締役会議長、CEO、企業秘書、IR担当マネージャー）</li> </ul>	
4.2	エンゲージメントポリシーを公共向けと同様に顧客に伝える方法を記述する	

コード： FN-AC- 410a.3	指標： 議決権行使並びに投資先へのエンゲージメントポリシー及び手法 についての記述	測定単位： 該当なし
5	議決権行使及びエンゲージメント活動の結果がどのように投資決定プロセスに情報をもたらすかを記述する	
5.1 5.1.1 5.1.2	説明には以下を含むが、これらに限定されない <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業が投資決定者に提供する情報を決定する方法</li> <li>• 企業が投資の意思決定のために提供した情報がどのように利用されているのかをモニタリングする方法</li> </ul>	
6	企業との対話が失敗した場合における、エンゲージメントに関するエスカレーションプロセスを記述する	
7	ESエンゲージメント戦略が企業の全体的なエンゲージメント戦略にどのように組み込まれているか記述する	

資産運用及び管理業務に携わる企業は、自社の顧客に対する受託責任を有しているため、投資決定において、すべての重要性がある（material）情報を考慮する。

移行リスク及び機会は、例えば、ポリシーの変更、規制の新設又は技術イノベーションから生じるが、これらはより一般的となり、これまで以上に投資の意思決定に組み込まれるようになっている。

これらのリスク及び機会を識別及び評価するコアとなる構成要素は、投資ポートフォリオの温室効果ガス（GHG）排出を測定する能力であり、この概念は通常「**ファイナンスに係る排出（financed emissions）**」と呼ばれる。

このリスクの管理ができない場合、アセットマネージャーの投資ポートフォリオのリターンが低下し、パフォーマンス報酬が低下する可能性がある。長期的には、このリスクの不適切な管理は、運用資産残高（AUM）の流出を引き起こし、市場シェアの喪失及び収益（revenue）の減少をもたらす可能性がある。

一方、このリスクの効果的な管理によって、投資機会が生じ、パフォーマンスの改善及びAUMの増加に伴う手数料の増加につながり、市場シェアの強化をもたらす場合もある。

コード： FN-AC- 1	指標： ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含まれる運用資産残高（AUM）総額の割合	測定単位： パーセンテージ（%）
1	ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含まれるAUMの割合を開示する	
1.1	AUMは、顧客の名において金融機関が管理する資産の市場価値の総額と幅広く定義し、企業の表示通貨で表す	
1.2	ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含まれるAUMについて、AUM総額で除して、割合を計算する  <参考：計算式の例> $\frac{\text{ファイナンスに係る排出の計算に含まれるAUM}}{\text{AUM総額}}$	

<b>コード :</b> <b>FN-AC-2</b>	<b>指標 :</b> <b>(1)絶対総量 (absolute gross) の(a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出</b> <b>(2)関連するAUM総額</b> <b>(すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) )</b>	<b>測定単位 :</b> <b>CO<sub>2</sub>換算メートルトン(t)、表示通貨</b>
<p>1</p> <p>1.1</p> <p>1.2</p> <p>1.3</p>	<p><b>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出に分解して、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の絶対総量 (absolute gross) を開示する</b></p> <p>ファイナンスに係る排出 (financed emissions) : 第三者の名において企業が行う投資に起因する投資先の総排出量 (gross emissions) に係る部分。GHGプロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ3) 基準のスコープ3のカテゴリー15 (投資) に分類</p> <p>絶対総排出量 (absolute gross emissions) : CO<sub>2</sub>換算のメートルトン単位で表される、スコープ1排出、スコープ2排出及びスコープ3排出の総量 (total quantity)</p> <p>総排出量 (gross emissions) : 排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出されるGHG</p>	
<p>1.4</p>	<p><b>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004年3月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算する</b></p>	
<p>2</p>	<p><b>ファイナンスに係る排出 (financed emissions) 開示に含まれるAUM総額を開示する</b></p>	
<p>3</p>	<p><b>AUMは、顧客の名において金融機関が管理する資産の市場価値の総額と幅広く定義し、企業の表示通貨で表す</b></p>	



コード： FN-AC-3	指標： (1) (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び (c)スコープ3排出ごとの総排出原単位 (gross emissions intensity) (2) 関連するAUM総額 (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) )	測定単位： 経済的アウトプット単位当たりのCO <sub>2</sub> 換算メートルトン(t)、表示通貨
1	スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出に分解して、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の総排出原単位 (gross emissions intensity) を開示する	
1.1	ファイナンスに係る排出 (financed emissions) : 第三者の名において企業が行う投資に起因する投資先の総排出量 (gross emissions) に係る部分。GHGプロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ3) 基準のスコープ3のカテゴリー15 (投資) に分類	
1.2	排出原単位：経済活動単位ごとのスコープ1排出，スコープ2排出及びスコープ3排出 (例えば、売上百万米ドル当たりのCO <sub>2</sub> 換算メートルトン、AUM百万米ドル当たりのCO <sub>2</sub> 換算メートルトン)	
1.3	総排出量 (gross emissions) : 排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出されるGHG	
1.4	スコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004年3月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算する	

コード： FN-AC-4	指標： ファイナンスに係る排出（financed emissions）を計算するために用いた方法の記述	測定単位： 該当なし
1	AUM総額のファイナンスに係る排出（financed emissions）を計算するために用いた方法を記述する	
1.2	記述には、投資の規模に関連して企業の排出のシェアを帰属するために用いた配分方法を含める	
1.3	記述には、情報源を含め基礎となる排出量のデータ収集のアプローチを含める	
1.4	可能な場合、第三者によって情報源が検証されているか否かを開示する	
1.5	見積り、プロキシ及び仮定の利用について記述する	
1.6	投資先又は相手方のGHG排出を含めることができない場合、含めなかった理由を述べる（例えば、忠実な測定を設定できない等）	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
FN-AC-000.A	運用資産残高 (AUM) 総額	定量	表示通貨
FN-AC-000.B	管理及び監督下の総資産	定量	表示通貨

